

家庭用

貸出に係る留意事項

(タブレット端末)

御前崎市立小・中学校、御前崎市牧之原市学校組合立中学校に通学する児童生徒にタブレット端末（以下「貸出機器」という。）の無償貸出を、以下の通り実施します。貸出機器の利用にあたり、「同意書」の提出をお願いします。

貸出期間は、小・中学校在籍中までとします。「同意書」は、学校が変わるごとに提出してください。

転出や卒業など、お子様が通学する学校での在籍期間が終了するまでに、貸出機器を遅滞なく返却してください。

貸出機器の取扱いについては、下記の点に注意してください。

記

- 1 公序良俗に反することや、違法行為、極端な生活リズムを崩すような利用はやめてください。トラブル等が生じた場合、本市においてタブレット端末の通信記録や、Web アクセスの履歴を調査・確認することがあります。なお、学校外での利用における、インターネット接続に係る通信料金については、各家庭での御負担となります。
- 2 タブレット端末には、不適切なサイトへのアクセスを制限しているフィルタリングを設定してあります。フィルタリング設定やパスワードを変更しないでください。
- 3 他人への転貸（また貸し）や転売をしないでください。
- 4 精密機器につき、丁寧・適正な取扱いをお願いします。乱暴に取り扱ったり、故意に破損させたりしないでください。
- 5 貸出機器について、万が一、故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出た上、学校の指示に従ってください。必要な手続きをお願いします。故障と判断しても、勝手に修理はしないでください。なお、盗難等の被害にあった場合には、警察に届け出て、その証明を受けてください。
- 6 貸出機器の利用にあたって、上記の事項の遵守をお願いします。上記の事項が守られず、貸出機器が正常に使用できる状態で返却されなかった場合には、弁償等の対応をしていただくことがあります。